

徳島県における規制改革について
(第 2 次提言 (案))

平成 2 9 年 9 月

徳島県規制改革会議

徳島県規制改革会議での検討の結果、徳島県における規制改革に関する措置の方向性について、次のとおり提言する。

徳島県における規制改革の考え方について

徳島県における規制改革の推進にあたっては、本年7月、消費者庁「消費者行政新未来創造オフィス」開設が実現し、新次元の「消費者行政・消費者教育」の展開に取り組む本県ならではの、「消費者目線・現場主義」を徹底し、条例等の改正による県レベルの規制緩和はもとより、県版「地方創生特区」をはじめとした市町村との連携による地域での具体的な実践、さらには国への政策提言など、状況に応じた適切な対応を図っていく必要がある。

具体的な規制改革の方向性について

1 行政手続きの簡素化について

「行政手続きの簡素化」は、これまで県民や事業者に必要なとなった時間やコストを縮減し、手続き自体の負担感の軽減に繋がることから、規制緩和の一つの手法として大きな効果があると考えられる。また、行政側においても従来までの事務負担軽減が図られ、行政職員にとっての「働き方改革」にも繋がるため、次のとおり、徳島県として積極的な推進を図る必要がある。

(1) オンライン化に向けた業務棚卸しの徹底について

行政手続きの簡素化を図る上で重要な柱となるオンライン化の更なる推進へ向け、国の「規制改革推進会議」答申や「官民データ活用推進基本計画」を踏まえ、まずは、県の行政手続きの実態を把握し、実践へと繋げるべく、「業務棚卸し」の徹底に取り組む必要がある。

(2) 行政手続きの見直しについて

行政手続きの簡素化による、行政コストの縮減へ向け、オンライン化拡大への取組みを進めるとともに、例えば二以上にまたがる申請手続きの様式統一化や、「AI」など新しい技術を活用するなど、徳島ならではの手法も駆使し、効率化を図りながら取り組む必要がある。

また、AIの活用については、対象を絞って先行導入するといった積極的な検討を図る必要がある。

(3) 行政コストの削減目標の設定について

県民や事業者の手続きに関する「行政コストの削減」については、世界的な潮流も踏まえ、国が目標とする「削減率20%」を本県でも設定し、実現に向けて着実に取り組む必要がある。

2 民泊の推進について

(1) 「住宅宿泊事業法」への対応について

来年度施行予定の「住宅宿泊事業法」を活用した民泊推進が円滑に図られるよう、必要な条例の制定や周知啓発、民泊開業予定者へのフォローアップなどについて、官民の連携を図りながら、しっかりと対応していく必要がある。

(2) 「分散型民泊」の推進について

農泊施設の拡大へ、良質な農林漁業体験や農山漁村での生活体験の提供を確保することを条件に、要綱等の見直しを図ることで、旅館業法等の規制緩和を反映させ、体験プログラムを提供する農林漁家との連携により宿泊サービスの提供を可能とする「分散型民泊」の実現を図る必要がある。

3 イベント開催時の飲食提供について

(1) イベントにおける取扱品目の制限について

屋外の簡易な施設で調理加工を行うことができる取扱品目の制限については、食中毒防止の衛生対応が担保されることを条件として、提供できる品目を拡大できるよう、積極的に規制緩和の検討を行う必要がある。

(2) 定期的かつ特定の場所における許可について

イベント開催時の飲食提供など、営業範囲が限定される「臨時的季節的営業許可」について、特定の場所での出店が反復継続されるものについては、衛生対応の一定の担保を条件として、長期間の許可を可能とするよう、積極的に規制緩和の検討を行う必要がある。

4 その他

県においては、今回提言で取りまとめた方向性についての適切なフォローアップを行い、引き続き、「消費者目線・現場主義」での規制改革の検討を進める必要がある。

平成29年9月 日

徳島県規制改革会議 座長 床桜 英二